

太陽光発電設備に係る定期報告について (インターネットでの報告ができない方)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号において、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（以下「設置費用報告」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下「運転費用報告」という。）を経済産業大臣宛に行うことが、認定基準として義務付けられています。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正されたことに伴い、新システムに移行するため、昨年 12 月から報告の受付を停止しておりましたが、太陽光発電設備については、今年 7 月よりインターネットでの報告の受付を再開しております。[\(https://www.fit-portal.go.jp/\)](https://www.fit-portal.go.jp/)

この際、インターネットでの報告ができない方の報告方法については別途お知らせするとしていたところ、今般報告方法の整備が完了しました。

つきましては、インターネットでの報告ができない方は、下記の方法で報告をお願い申し上げます。

インターネットでの報告ができない方の報告方法

1. インターネットから様式のダウンロード・印刷を行うことが可能な方

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html#htab1

上の URL から様式をダウンロード・印刷し、記載していただいた上で、経済産業省が委託した代行申請機関（一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)）（住所等は下記参照）に郵送でお送りください。なお、報告内容に疑義がある場合は、個別に問い合わせる場合があります。

【宛先】

一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター 報告グループ
〒105-0003
東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 第 3 東洋海事ビル 2 階
TEL 0570-07-8210 FAX 03-3578-8082

2. インターネットから様式のダウンロード・印刷を行うことができない方

様式をお送りいたしますので、以下の宛先まで、住所・氏名・連絡先（携帯電話等）、設備規模（10kW 未満、10kW 以上）、報告区分（設置費用報告、運転費用報告、増設費用報告）を楷書にて明記（様式自由）し、切手 140 円分を封筒に入れ、封筒表面に「定期報告様式送付依頼」と大きく記載しお送りください。なお、返送用封筒を同封する必要はありません。

【宛先】

一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター 報告グループ
〒105-0003
東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 第 3 東洋海事ビル 2 階
TEL 0570-07-8210 FAX 03-3578-8082

その後、お送りした様式に記載いただいた上で、同じ宛先にお送りください。

※注意事項

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正により様式の項目が変更しております。従来の様式による定期報告はできません。
- ・様式は原本を送付してください。記載に当たっては、鉛筆書き、朱色では無い捺印は不備となります。
- ・報告者様において原本を複写し、複写したものは、必ず保管してください。
- ・インターネット環境の無い個人様を対象としておりますので、法人様からのご依頼はご遠慮させていただきます。
- ・様式による定期報告の受理確認は、JPEA 代行申請センターまでお問合わせください。
- ・一つの設備で一度に複数の定期報告をすることはできません。一度に一つの定期報告を行い、受理確認後、続けての定期報告をお願いします。
- ・定期報告の様式以外の資料等をご送付いただいても、受付けできません。御了承ください。
- ・一度に複数の様式を送付することはできません。一回の送付依頼に対し、一部の様式を送付いたします。なお、様式を複写して使用することは可能です。
- ・10kW 未満の設備で、「住宅用太陽光発電導入対策費補助金（J-PEC 補助金）」を取得している場合は、設置費用報告は必要ありません。
- ・10kW 未満の設備の運転費用報告は、経済産業省大臣が求めた場合に必要となります。

以上